

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

足寄町の人口は、1962 年 3 月に住民基本台帳人口が 20,000 人を超えたが、それ以降、高度経済成長期を含め一貫して人口減少が続いている。

国立社会保障人口問題研究所(社人研)の推計によれば、今後も人口は減少を続け、令和 42(2060)年には約 3,100 人(現在から約 48%減少)になるものと推計されている。

産業別就労人口の推移では、1955 年に 4,556 人いた農業就業者が 2020 年には 3,872 人減少して 684 人となり、林業就業者は 1955 年に 1,067 人いたが 2020 年には 897 人減少して 170 人となり、建設業にあっても 1955 年の 955 人から 2020 年には 696 人減少し 259 人となっている。

一方、金融・保険・サービス業や公務等のいわゆる第三次産業就業者は、1955 年の 1,669 人から 2020 年には 309 人増加して 1,978 人となっている。

足寄町は、東西 66.5km、南北 48.2km で 1,408 平方 km と広大な行政面積を有し、地形は東に雌阿寒岳、西に東大雪に挟まれた中山間地域である。

市街地を中心に扇状に三本の河川があり、河川沿いの平坦地で農業、山麓部で畜産・酪農業、山間部で林業が営まれている。

利用面積別では、林野面積が 82%を占めており、古くから農林業が町の基幹産業となっている。

業種別の内訳としては、令和 6 年 4 月 1 日現在、建設業 29 社、製造業 20 社、卸売業 7 社、小売業 42 社、飲食・宿泊業 41 社、サービス業 50 社、その他 38 社、計 227 社となっており、平成 13 年の事業所数 491 社から 5 割以上減少している。

町内事業者のほとんどが小規模事業者で、小売業、サービス業、飲食業などが人口規模に比べ多い傾向にある。

近年の原油価格高騰等の影響で、原材料価格・仕入価格の上昇が発生し、町内事業者の経営状況を圧迫している。

また、少子高齢化による人手不足や後継者不足が課題となっており、事業の生産性向上が急務である。

(2) 目標

足寄町内の中小企業において、生産年齢人口の減少や高齢化が進んでも労働生産性を維持・向上するために早急に先端設備の導入を進めるよう促していく必要がある。

足寄町では、足寄町中小企業特別融資制度や保証料補助に加え、税制優遇措置を創設することにより、事業者の設備投資に対する意欲を喚起させ、且つ、支援していくことが喫緊の課題となっている。

このため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者および小規模事業者の先端設備等の導入を促すことで地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

足寄町の産業構造においては、農林業といった一次産業を中心に二次産業、三次産業に広がっていることから、幅広い設備の生産性の向上を図る必要があるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項に規定された設備については、雇用の創出や地域経済の発展等の観点から、町内に従業員を配置した工場や事業所が、発電電力を自ら消費する目的に設置するもののみを対象とし、全量売電するための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

足寄町は人口の7割は市街地に居住しており、小売業、サービス業、飲食業などが市街地に集中しているが、基幹産業である農業は町内に点在していることから、町全域において生産性を向上させる必要があるため、足寄町全域を本計画の対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

町内全域に多種多様な業種を営む事業者が存在していることから、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、ITツール導入による業務効率化や付加価値向上、省エネルギーの推進など多種多様であることから本計画において対象となる事業は労働生産性が年3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月8日～令和9年6月7日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用の配慮

町は、人員削減を目的とした取り組みを計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

町は、公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。

また、足寄町内に事業所を有しない中小企業者が先端設備等を導入する場合、足寄町の経済の発展及び雇用の創出に資する計画のみを対象とするものとする。